

## 沼田脳神経外科循環器科病院 運営規程 〔指定訪問リハビリテーション・指定介護予防訪問リハビリテーション〕

### (事業の目的)

第1条 社会医療法人輝城会が運営する沼田脳神経外科循環器科病院（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業は、要介護又は要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 沼田脳神経外科循環器科病院
- 二 所在地 群馬県沼田市栄町8番地

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 医師 1名以上
- 二 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上

従業者は、訪問リハビリテーション計画書を作成し、指定訪問リハビリテーション等の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日、1月2日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定訪問リハビリテーション等の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション等は、主治医の指示に基づき、利用者の心身機能の回復を図るため、リハビリテーションの目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画に沿って行うものとする。

2 指定訪問リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

- 一 機能訓練、運動指導
- 二 日常生活動作訓練
- 三 活動・参加の推進
- 四 動作介助・介護方法の指導
- 五 健康状態の確認
- 六 認知機能の維持向上訓練 など

(利用料等)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の自己負担割合に応じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問の費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1キロメートルごとに50円を徴収する。
- 二 その他指定訪問リハビリテーション等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが相当と認められるものについては、その実費を徴収する。
- 三 利用予定日の営業開始時間までに利用中止の申し出がなかった場合のキャンセル料は、当日の利用料金（自己負担相当額）とする。ただし、利用者の体調不良等、正当な理由がある場合はこの限りではない。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに対する同意をえるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、沼田市、昭和村、川場村、みなかみ町、高山村、渋川市（旧子持村、旧赤城村）の区域とする。（事業所より自動車で概ね15～20分程度の範囲までとする）

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者及びその家族は、指定訪問リハビリテーション等の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること
- 二 利用中止等の連絡は、利用予定当日の午前8時30分までに申し出ること
- 三 サービス提供中において、従業者が指示する事項を遵守し事故防止に協力すること
- 四 暴言・暴力等、職員に迷惑をかけること
- 五 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること
- 六 その他悪質な行為等があった際は、利用を中止する場合もある。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、指定訪問リハビリテーション等を実施中に、利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講ずるものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、従業者の清潔の保持や健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業所は、設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。
- 3 利用者の保健衛生の維持向上及び感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
  - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
  - 二 成年後見制度の利用支援
  - 三 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 四 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
  - 五 虐待防止委員会の設置
- 2 事業所は、サービスの提供中に、当該従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、こ

れを市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第15条 従業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(苦情処理等)

第16条 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

3 事業所は、提供したサービスに対する利用者からの苦情等に関して、保険者又は国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図れるための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるもの

とする。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年2回

- 2 事業所は、適正な指定訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。また、従業員からの相談に対応する担当者をあらかじめ定め、相談に対応するための窓口を設置し従業員に広く周知するものとする。
- 3 事業所は、指定訪問リハビリテーション等に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

- この規程は、平成 29年 12月 1日から施行する。
- この規程は、平成 30年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成 31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和 7年 8月 1日から施行する。(条文追加・変更)